条例 の 部改正 制定 8件 1 件

間

の 一

般

事院勧告による 条例改正

る条例の一部改正 一般職の職員の給与に関す

年4月1日より実施すること 条例の一部を改正し、平成28 員の給与表が改正されたこと 人事院勧告により国家公務 職員の給与に関する 可決 (全員)

藤本 岩義議員

い上がるのか。 員の給与は、平均でどれぐら 今改正により、黒潮町の職

を行うもの。

可決 (全員)

承認について介護時間の追加

範囲の拡大、

及び部分休業の

改正内容に準じて、子の 部改正されたことに伴

森田 総務課長



1023円になる。

387円から32万 与月額は、 行政職の平均給 29 万 9

職員の勤務時間、

関する条例の一部改正 人事院勧告により国家公務 休暇等に

部改正されたことに伴い、改 休暇等に関する法律が 職の職員の勤務時 る条例の

費に関する法律に倣い、 費額から路程等に応じた定額 額の規定を国家公務員等の旅 に改正すると共に、 転居料の 規定

介護時間の新設を行うもの。 拡大、介護休暇の分割、

可決(全員)

正内容に準じて、子の範囲の

及び

29年1月1日から施行される に交付され、

員の育児休業等に関する法律

院規則の改正、

及び地方公務

改正の法律の公布に伴う人事

国家公務員の給与法の一

部

条例の一部改正

職員の育児休業等に関する

る条例の一部改正 に勤務する医師の給与に関す)国民健康保険拳ノ川診療所

の 給与条例 院規則の改正により、 改正の法律の公布に伴う人事 国家公務員の給与法の一 を 部改正するも 可決 (全員) 医師の 部

一般職の職員の旅費に関す 部改正

を追加するもの。 特殊旅費の転居料の額を実 可決(全員)

基準を定める条例の一部改正 ●企業職員の給与の種類及び

する法律が平成28年3月31日 雇用保険法等の一部を改正 一部を除き平成

常駐医師が待たれる拳ノ川診療所

)国民健康保険税条例の一 部

1日から施行されることによ 日に公布され、平成29年1月 する法律の一部の施行期日を 定める政令が平成28年7月1 部を改正するもの。 所得税法等の一部改正によ 所得税法等の一部を改正 町国民健康保険税条例の

可決 (全員)

ことに伴うもので、65歳以降、 険の適用の対象としたもの。 新たに雇用される者を雇用保 条例の整備に関する条例の制 正する条例の施行に伴う関係)暴力団排除条例の一

部を改

可決(全員)

り、 るもの。 日に公布され、 定める政令が平成28年7月1 1日から施行されることによ する法律の一部の施行期日を)黒潮町税条例の一部改正 所得税法等の一部改正によ 町税条例の一部を改正す 所得税法等の一部を改正 平成29年1月 可決 (全員)

> るもの。 追加し、 に伴い、 定 9月21日から施行されたこと 部を改正する条例が平成28年 黒潮町暴力団排除条例の一 関係の条文を整備す 暴力団員等の定義を 可決 (全員)

藤本 岩義議員

矛盾はないのか。 施行日が公布前から施行する 条例が改正された時に、 ということになってくるが は合わせてやるべきと思う。 前回の9月定例会で関連の

森田 総務課長

正は、 今回提案の条例については、 会で整理をして提案した。 前例もなかったため、 いうことで、 今回についても公布の日と 前回の暴力団排除条例の改 9月21日に施行された。 合わせて行うよ この議